

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年9月受付分) *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 185~187回) 15,000円

<故人が生前お世話になったため>

○荒川 喜多男様 (端野町)	30,000円	○黒田 和夫様 (留辺蘂町)	20,000円
○坂元 洋子様 (留辺蘂町)	20,000円	○柴田 清子様 (留辺蘂町)	10,000円
○伊藤 稔様 (留辺蘂町)	50,000円	○大関 清様 (留辺蘂町)	10,000円
○武田 定壽様 (留辺蘂町)	20,000円	○佐藤 敏子様 (留辺蘂町)	10,000円

<各種事業での募金・益金を (チャリティー社交ダンスパーティーの益金を)>

○留辺蘂社交ダンス同好会様 (留辺蘂町) 20,000円

<転居に際して>

○坂野 信義様 (朝日町) 20,000円